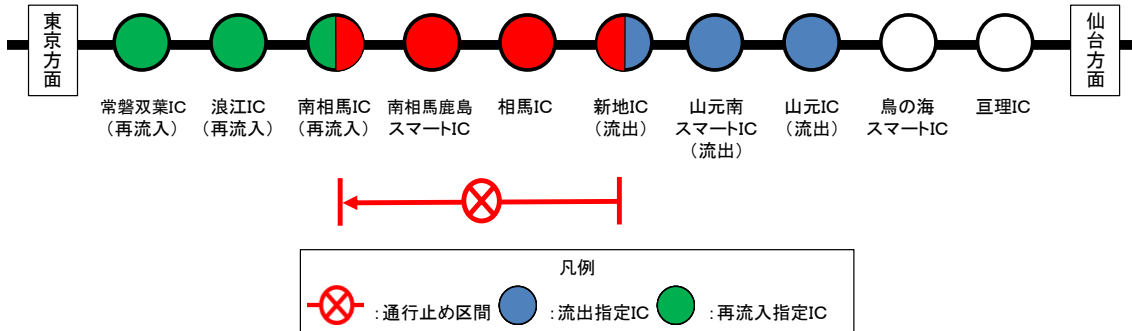


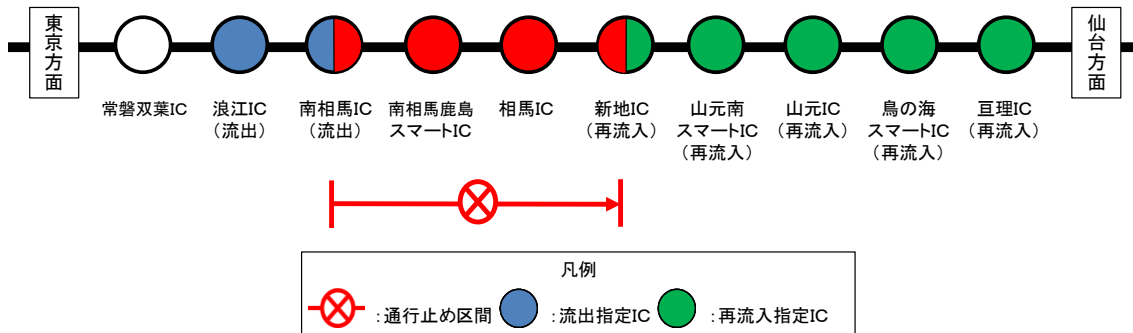
## 乗継料金調整について

乗継料金調整の対象となるICは下図「流出IC」、「再流入IC」を利用した場合のみとなります。

常磐自動車道(上り線)をご利用の場合(新地IC⇒南相馬IC)



常磐自動車道(下り線)をご利用の場合(南相馬IC⇒新地IC)



## ◆乗継料金調整のご利用方法

## 《ETCのお客さま》

○ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)

○乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。

なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

## 《現金等のお客さま》

○現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しください。

◆乗継料金調整に関する注意事項

- 通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。
- 南相馬鹿島スマートIC・山元南スマートIC・鳥の海スマートICはETC車のみ利用可能です。
- 南相馬鹿島スマートICは22時から翌6時までご利用できません。
- 通行止め区間内でのICで流出、もしくは通行止め解除後に再流入された場合も、乗継料金調整を行います。